

市第13号議案

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会  
会条例の一部改正

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員  
会条例の一部を改正する条例

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例（  
平成29年3月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条中「政策局」を「都市整備局」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会の庶務  
を都市整備局において処理するため、旧上瀬谷通信施設における国  
際園芸博覧会招致検討委員会条例の一部を改正したいので提案する  
。

参 考

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会  
会条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、都市整備局において処理する。  
政策局